

事 務 連 絡

平成21年 5 月 1 9 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(中国産乾燥ほうれんそう)

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、中国において残留農薬管理体制が講じられ、中国政府に登録された加工企業で製造されたものについては、輸入自粛を解除し検査命令の対象となったことから、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。